

(別記様式第 1 号)

|        |        |
|--------|--------|
| 計画作成年度 | 平成30年度 |
| 計画主体   | 霧島市    |

## 霧島市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名：農林水産部農政畜産課

所在地：霧島市国分中央三丁目45-1

電話番号：0995-64-0910 (直通)

FAX番号：0995-64-0944

メールアドレス：nouchiku@city-kirishima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |   |
|------|---|
| 対象鳥獣 | イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ノウサギ、カラス、ヒヨドリ、スズメ |
| 計画期間 | 平成31年度～平成33年度                               |
| 対象地域 | 霧島市内一円                                      |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |                |
|-------|-------|----------------|
|       | 品目    | 被害数値           |
| イノシシ  | 水稻    | 3,700千円 32ha   |
|       | 豆類    | 84千円 0.9ha     |
|       | 飼料作物  | 1,833千円 36.5ha |
|       | 野菜    | 1,753千円 11.8ha |
|       | いも類   | 461千円 3.5ha    |
|       | 合計    | 7,831千円 84.7ha |
| シカ    | 水稻    | 1,735千円 25ha   |
|       | 飼料作物  | 1,504千円 55ha   |
|       | 野菜    | 615千円 7.5ha    |
|       | いも類   | 157千円 3ha      |
|       | 合計    | 4,011千円 90.5ha |
| サル    | 果樹    | 40千円 0.5ha     |
|       | 野菜    | 65千円 0.5ha     |
|       | 合計    | 105千円 1ha      |
| タヌキ   | 野菜    | 18千円 0.15ha    |
|       | いも類   | 14千円 0.15ha    |
|       | 合計    | 33千円 0.3ha     |
| アナグマ  | 果樹    | 8千円 0.1ha      |
|       | 飼料作物  | 2千円 0.05ha     |
|       | 野菜    | 82千円 0.6ha     |
|       | いも類   | 17千円 0.2ha     |
|       | 合計    | 109千円 0.95ha   |
| アライグマ | —     | —              |
| ノウサギ  | —     | —              |
| カラス   | 果樹    | 500千円 1.68ha   |

|      |           |          |          |
|------|-----------|----------|----------|
|      | 野菜        | 101千円    | 1.45ha   |
|      | 林作物（シイタケ） | 100千円    | 0.03ha   |
|      | 合計        | 701千円    | 3.16ha   |
| ヒヨドリ | 野菜        | 42千円     | 0.22ha   |
|      | 合計        | 42千円     | 0.22ha   |
| スズメ  | —         | —        | —        |
| 合 計  | 水稻        | 5,434千円  | 57ha     |
|      | 豆類        | 84千円     | 0.9ha    |
|      | 果樹        | 548千円    | 2.28ha   |
|      | 飼料作物      | 3,340千円  | 91.55ha  |
|      | 野菜        | 2,677千円  | 22.22ha  |
|      | いも類       | 650千円    | 6.85ha   |
|      | 林作物       | 100千円    | 0.03ha   |
|      | 合計        | 12,833千円 | 180.83ha |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

◎近年、有害鳥獣捕獲依頼件数は増加しているが、被害金額等については減少傾向にある。

### ○イノシシ

市内全域の山間部を中心に生息しており、水稻の生育期から収穫期にかけての食害や、稲の踏み倒し、他にも豆類や飼料作物、野菜、いも類等への食害も発生している。今後は森林の荒廃に伴い、平野部の農作物被害の拡大や人家周辺への出没も懸念される。

### ○シカ

主に牧園・横川・霧島地区に生息しており、水稻・飼料作物・野菜・いも類等への食害が発生している。また林業被害については、苗木の食害や樹木の皮剥ぎによる被害など多く発生している。新燃岳の噴火に伴う大量の降灰や森林の減少、人間による餌付けによる生息域の変化が重なり、ますます人里に出没してくることが予想される。

### ○サル

横川地区を中心に果樹、野菜などへの被害が発生している。最近では市街地での被害も報告されており、今後、家庭菜園や人への被害が懸念される。

### ○タヌキ

主に山間部に生息しており、野菜、いも類等への被害が発生している。最近では、市街地でも被害が発生している。

### ○アナグマ

主に山間部に生息しており、果樹、飼料作物、野菜、いも類等への被害

が発生している。最近では、市街地でも被害が発生している。

○アライグマ

過去に、霧島地区で発見されており、鶏への被害が確認されている。今後、生息数が増加すれば、農作物への被害拡大が懸念される。

○ノウサギ

主に野菜等、樹木関係では苗木の食害が多かったが、近年では被害の程度としては大きくない。

○カラス

市内全域に生息しており、野菜や果樹への被害のほか、市民生活への被害が発生している。

○ヒヨドリ

市内全域に生息しており、被害の程度としてはそれほど大きくはないが、野菜への被害が継続的に発生している。

○スズメ

市内全域に生息しており、水稻の出穂期以降に一部の地域で被害の報告があるが、市全体としてはそれほど大きくはない。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標    | 現状値（平成29年度） |          | 目標値（平成33年度） |         |
|-------|-------------|----------|-------------|---------|
| 被害金額  | イノシシ        | 7,831千円  | イノシシ        | 5,431千円 |
|       | シカ          | 4,011千円  | シカ          | 2,807千円 |
|       | サル          | 105千円    | サル          | 73千円    |
|       | タヌキ         | 33千円     | タヌキ         | 23千円    |
|       | アナグマ        | 109千円    | アナグマ        | 76千円    |
|       | アライグマ       | —円       | アライグマ       | —円      |
|       | ノウサギ        | —円       | ノウサギ        | —円      |
|       | カラス         | 701千円    | カラス         | 490千円   |
|       | ヒヨドリ        | 42千円     | ヒヨドリ        | 29千円    |
|       | スズメ         | —円       | スズメ         | —円      |
|       | 合計          | 12,833千円 | 合計          | 8,929千円 |
|       | 被害面積        | イノシシ     | 84.7ha      | イノシシ    |
| シカ    |             | 90.5ha   | シカ          | 63.35ha |
| サル    |             | 1ha      | サル          | 0.7ha   |
| タヌキ   |             | 0.3ha    | タヌキ         | 0.21ha  |
| アナグマ  |             | 0.95ha   | アナグマ        | 0.66ha  |
| アライグマ |             | —ha      | アライグマ       | —ha     |

|  |      |          |      |          |
|--|------|----------|------|----------|
|  | ノウサギ | —ha      | ノウサギ | —ha      |
|  | カラス  | 3.16ha   | カラス  | 2.21ha   |
|  | ヒヨドリ | 0.22ha   | ヒヨドリ | 0.15ha   |
|  | スズメ  | —ha      | スズメ  | —ha      |
|  | 合計   | 180.83ha | 合計   | 126.57ha |

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策  | 課題   |
|---------------|--|--|
| 捕獲等に関する取組     | <p>①鳥獣被害を被った農家から依頼を受けた地元捕獲隊が、わな及び銃器により有害鳥獣捕獲を実施。</p> <p>《捕獲報償費の交付実績》<br/>H27：31,188,000円<br/>H28：22,409,200円<br/>H29：10,329,800円</p> <p>②国の事業を活用し、<br/>H27：捕獲玉網4本、捕獲網4網、イノシシ・シカ撃退器各1基<br/>H28：箱わな31基、囲いわな2基<br/>H29：箱わな5基、デジタル無線機64台を導入。</p> | <p>捕獲事業者の高齢化により従事者数が減少傾向にあることから、イノシシ・シカについては、捕獲依頼は増加しているが捕獲数は減少しており、捕獲従事者の確保が課題となっている。</p>   |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>①国庫事業を活用し、<br/>H27：電気柵2段 33,546m<br/>電気柵4段 12,480m<br/>計46,026m<br/>H28：電気柵2段 119,020m<br/>電気柵4段 43,168m<br/>計162,188m<br/>ワイヤーメッシュ柵1,980m<br/>H29：電気柵2段 38,708m<br/>電気柵4段 66,924m<br/>計105,632m</p>                                      | <p>農家等により、耕作放棄地や収穫残さ放置など集落環境整備の必要性について話し合い活動を行い、今後、より広域的な防護柵設置に取り組む必要がある。</p> <p>また、国県の補助事業及び市単独事業について、すべての農家が認知しているとはいえず、事業のさらなる周知が必要である。</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | ワイヤメッシュ柵4,258m<br>の侵入防止柵を設置<br>②市単独補助事業により電気<br>柵設置を実施。<br>H28：4地区<br>H29：1地区 |  |
|--|---|--|

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

|  |
|--|
| 引き続き国の事業を活用しつつ、以下の取組みを実施<br>① 適正な里山保全や耕作放棄地などの集落環境整備等について、集落住民による話し合い活動の促進を図る。<br>② 農家はもちろんのこと、一般市民に向けた被害防止対策の普及啓発を推進する。<br>③ 国や市の被害防止事業を広く周知し、耕作放棄地や収穫残さ放置の解消などの環境整備と併せて、事業実施による被害防止を図る。<br>④ 捕獲隊による有害鳥獣捕獲を継続するとともに、捕獲隊の高齢化や隊員数の減少に対する措置として主にワナによる捕獲を実施すべく、農家等の免許取得などを支援する。<br>⑤ 平成24年度に設置した鳥獣被害対策実施隊と捕獲隊、関係機関との連携により、捕獲や被害防止対策を効果的に進める。<br>実施隊については、民間隊員の加入を進める。<br>⑥ 近隣市町村と協力し広域的な被害軽減策を検討する。<br>⑦ 野生鳥獣の住処となる森林環境を再生・保全するための対策を講じる。 |
|--|

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

|   |  |
|---|--|
| ○霧島市7地区捕獲隊 244名<br>【国分地区】 59名<br>【隼人地区】 28名<br>【溝辺地区】 36名 | 既存の猟友会員の中から、有害鳥獣捕獲従事者として選任された者が有害鳥獣の捕獲を行う。 |
|---|--|

|  |   |
|--|---|
| 【横川地区】 32名<br>【牧園地区】 47名<br>【霧島地区】 23名<br>【福山地区】 19名 |   |
| ○霧島市鳥獣被害対策実施隊 26名                                    | 実施隊員は市長が指名した市職員26名（H30.4時点）で構成し、被害調査や被害防止に関する助言、啓発活動を行っている。被害等が発生した場合は、捕獲隊と連携し、捕獲・追い払いなどの対策を行う。 |

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣   | 取組内容  |
|----|--|---|
| 31 | イノシシ<br>シカ<br>サル<br>タヌキ<br>アナグマ<br>アライグマ<br>ノウサギ<br>カラス<br>ヒヨドリ<br>スズメ | 霧島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって有害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣被害対策を図り、捕獲従事者の育成・確保に努める。<br>また、個体数調整のための捕獲の推進が図られるよう、農家等に対するわな免許取得を促進するとともに、有害鳥獣捕獲隊に対して箱わな等の貸し出しを行う。<br>さらに、捕獲機材の整備や鳥獣に強い集落づくりに向けた研修会の開催、近隣市町村と協力した一斉捕獲の取組などを行う。<br>捕獲報償金の取組を継続して実施する。 |
| 32 | イノシシ<br>シカ<br>サル<br>タヌキ<br>アナグマ<br>アライグマ<br>ノウサギ<br>カラス                | 霧島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって有害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣被害対策を図り、捕獲従事者の育成・確保に努める。<br>また、個体数調整のための捕獲の推進が図られるよう、農家等に対するわな免許取得を促進するとともに、有害鳥獣捕獲隊に対して箱わな等の貸し出しを行う。<br>さらに、捕獲機材の整備や鳥獣に強い集落づくりに向けた研修会の開催、近隣市町村と協力した一斉                                  |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | ヒヨドリ<br>スズメ  | 捕獲の取組などを行う。<br>捕獲報償金の取組を継続して実施する。   |
| 33 | イノシシ<br>シカ<br>サル<br>タヌキ<br>アナグマ<br>アライグマ<br>ノウサギ<br>カラス<br>ヒヨドリ<br>スズメ | 霧島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって有害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣被害対策を図り、捕獲従事者の育成・確保に努める。<br>また、個体数調整のための捕獲の推進が図られるよう、農家等に対するわな免許取得を促進するとともに、有害鳥獣捕獲隊に対して箱わな等の貸し出しを行う。<br>さらに、捕獲機材の整備や鳥獣に強い集落づくりに向けた研修会の開催、近隣市町村と協力した一斉捕獲の取組などを行う。<br>捕獲報償金の取組を継続して実施する。 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方  |
|--|
| <p>① イノシシ</p> <p>捕獲実績は、H27度は1,193頭、H28度は774頭、H29度は490頭となっている。特定鳥獣保護管理計画による捕獲目標に基づき、年間捕獲計画頭数は1,200頭としている。捕獲依頼は増加傾向にあり、生息数の増加に伴い生息域も拡大していると思われる。こうしたことから、今後の捕獲計画数も1,200頭とし、適正な個体数の管理及び被害軽減のため銃器、わなによる捕獲を市内全域で実施する。</p>     |
| <p>② シカ</p> <p>捕獲実績は、H27度は847頭、H28度は851頭、H29度は443頭となっている。特定鳥獣保護管理計画による捕獲目標に基づき、年間捕獲計画頭数1,200頭としている。捕獲依頼は増加傾向にあり、生息数の増加に伴い生息域も拡大していると思われる。こうしたことから、今後の捕獲計画数も1,200頭とし、適正な個体数の管理及び被害軽減のため銃器、わなによる捕獲を横川・牧園・霧島地区を中心に実施する。</p> |
| <p>③ サル</p> <p>捕獲実績は、H27度は6頭、H28度は10頭、H29度は4頭となっている。被害額も増加していることから、年間捕獲計画頭数は20頭とする。</p>  |
| <p>④ タヌキ</p> <p>捕獲実績は、H27度は190頭、H28度は108頭、H29度は33頭となっている。年間捕獲計画数を300頭としており、捕獲依頼が増加傾向であることや、捕獲実績もあることから今後の捕獲計画数も300頭とし、わなにより市内全域で捕獲活動を実施する。</p>   |

⑤ アナグマ

捕獲実績は、H27度は872頭、H28度は665頭、H29度は296頭となっている。年間捕獲計画数を1,000頭としており、捕獲依頼が増加傾向であることや、捕獲実績もあることから、今後の捕獲計画数も1,000頭とし、わなにより市内全域で捕獲活動を実施する。

⑥ アライグマ

過去に、霧島地区で発見されたが、どこの地域にどれほど生息しているか不明であるため、年間捕獲計画頭数は20頭とする

⑦ ノウサギ

H27～H29は捕獲実績がないが、今後被害発生も危惧されることから、年間捕獲計画数を100羽とする。わなにより市内全域で捕獲活動を実施する。

⑧ カラス

捕獲実績は、H27度は78羽、H28度は44羽、H29度は19羽となっている。捕獲数は減少しているが、被害は増加傾向にあることから、年間捕獲計画数を500羽とする。銃器、捕獲箱により市内全域で捕獲活動を実施する。

⑨ ヒヨドリ

被害件数が年によって異なるが毎年被害があることから、年間捕獲計画数を300羽とする。銃器により市内全域で捕獲活動を実施する。

⑩ スズメ

被害件数が横ばい傾向にあることから、年間捕獲計画数を300羽とする。銃器により市内全域で捕獲活動を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣  | 捕獲計画数等 |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
|       | 3 1 年度 | 3 2 年度 | 3 3 年度 |
| イノシシ  | 1,200  | 1,200  | 1,200  |
| シカ    | 1,200  | 1,200  | 1,200  |
| サル    | 20     | 20     | 20     |
| タヌキ   | 300    | 300    | 300    |
| アナグマ  | 1,000  | 1,000  | 1,000  |
| アライグマ | 20     | 20     | 20     |
| ノウサギ  | 100    | 100    | 100    |
| カラス   | 500    | 500    | 500    |
| ヒヨドリ  | 300    | 300    | 300    |
| スズメ   | 300    | 300    | 300    |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

|   |
|---|
| 捕獲等の取組内容  |
| 被害発生時に、被害発生場所付近を重点的に捕獲を行う。特定猟具使用禁止区域（銃猟禁止区域）については、くくりわな、箱ワナ等を活用した捕獲を実施する。 |

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

|                             |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 該当無し                        |

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

|      |      |
|------|------|
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 該当なし | 該当なし |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容           |                |                |
|------|----------------|----------------|----------------|
|      | 3 1 年度         | 3 2 年度         | 3 3 年度         |
| イノシシ | 電気柵 70km       | 電気柵 70km       | 電気柵 70km       |
| シカ   | 〔2段イノシシ用 50km〕 | 〔2段イノシシ用 50km〕 | 〔2段イノシシ用 50km〕 |
| タヌキ  | 〔4段シカ用 20km〕   | 〔4段シカ用 20km〕   | 〔4段シカ用 20km〕   |
| アナグマ | ワイヤーメッシュ柵 4km  | ワイヤーメッシュ柵 4km  | ワイヤーメッシュ柵 4km  |
| サル   | サル用侵入防止柵 5km   | サル用侵入防止柵 5km   | サル用侵入防止柵 5km   |

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣   | 取組内容   |
|----|--|--|
| 31 | イノシシ<br>シカ<br>サル<br>タヌキ<br>アナグマ<br>アライグマ<br>ノウサギ<br>カラス<br>ヒヨドリ<br>スズメ | <p>鳥獣被害対策実施隊が中心となり、地域において追い払い活動等が行えるような体制の確立と普及啓発の推進を行う。</p> <p>地域が主体となった野生鳥獣の住処となる遊休農地の解消など集落環境の整備を行う。</p> <p>市広報誌等を活用し、鳥獣被害防止に関する事業の周知やほ場の清掃などの被害対策指導を行う。</p> <p>補助事業を活用して侵入防止柵を設置する地区等を重点地域として、被害防止に向けた取組を行う。</p> |
| 32 | イノシシ<br>シカ<br>サル<br>タヌキ<br>アナグマ<br>アライグマ<br>ノウサギ<br>カラス<br>ヒヨドリ<br>スズメ | <p>鳥獣被害対策実施隊が中心となり、地域において追い払い活動等が行えるような体制の確立と普及啓発の推進を行う。</p> <p>地域が主体となった野生鳥獣の住処となる遊休農地の解消など集落環境の整備を行う。</p> <p>市広報誌等を活用し、鳥獣被害防止に関する事業の周知やほ場の清掃などの被害対策指導を行う。</p> <p>補助事業を活用して侵入防止柵を設置する地区等を重点地域として、被害防止に向けた取組を行う。</p> |
| 33 | イノシシ<br>シカ<br>サル<br>タヌキ<br>アナグマ<br>アライグマ<br>ノウサギ<br>カラス<br>ヒヨドリ<br>スズメ | <p>鳥獣被害対策実施隊が中心となり、地域において追い払い活動等が行えるような体制の確立と普及啓発の推進を行う。</p> <p>地域が主体となった野生鳥獣の住処となる遊休農地の解消など集落環境の整備を行う。</p> <p>市広報誌等を活用し、鳥獣被害防止に関する事業の周知やほ場の清掃などの被害対策指導を行う。</p> <p>補助事業を活用して侵入防止柵を設置する地区等を重点地域として、被害防止に向けた取組を行う。</p> |

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

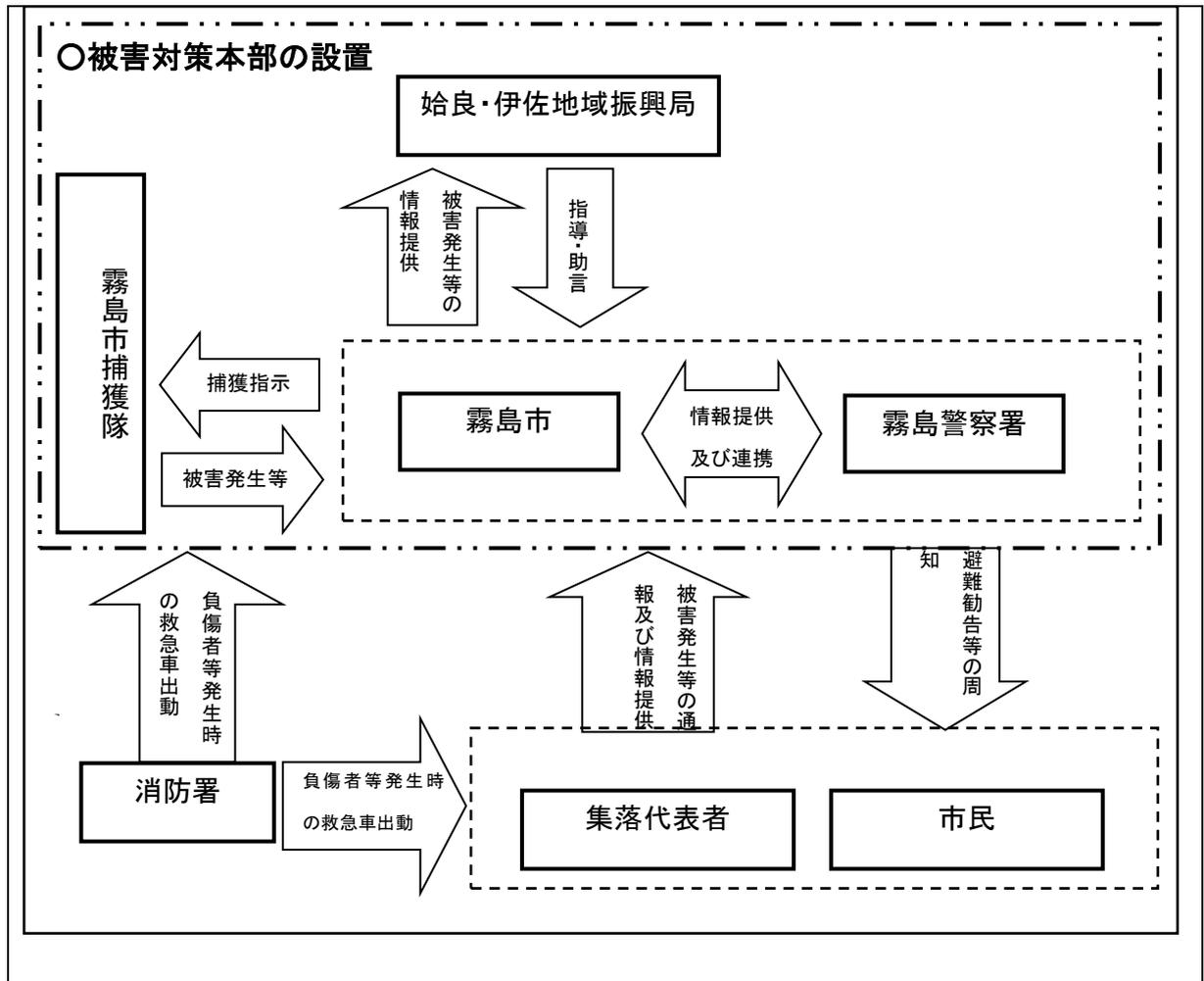
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称            | 役割   |
|---------------------|--|
| 霧島市                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害対策本部の設置</li> <li>・ 人的被害等の情報収集</li> <li>・ 市民に対する周知（避難等の勧告）</li> <li>・ 関係機関の連絡調整</li> <li>・ 捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施</li> </ul> |
| 始良・伊佐地域振興局          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令及び被害防止対策の指導及び助言</li> <li>・ 広域での被害防止対策の調整及び協力体制の構築</li> </ul>  |
| 霧島警察署               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村民の安全の確保（避難等の勧告）</li> <li>・ 銃器使用の捕獲時の指導及び助言</li> <li>・ 市民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の問合せ内容の市への情報提供</li> </ul>                   |
| 霧島市消防局              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者等発生時の救急車の出動</li> </ul>   |
| 霧島市有害鳥獣捕獲隊<br>（猟友会） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加害鳥獣の緊急捕獲</li> <li>・ 被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供</li> </ul>   |
| 鳥獣被害対策実施隊           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 霧島警察と捕獲隊の補助</li> </ul>  |
| 集落代表者               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供</li> </ul>  |

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|       |                |
|-------|----------------|
| イノシシ  | 焼却・捕獲現場での埋設・食用 |
| シカ    | 焼却・捕獲現場での埋設・食用 |
| サル    | 焼却・捕獲現場での埋設    |
| タヌキ   | 焼却・捕獲現場での埋設    |
| アナグマ  | 焼却・捕獲現場での埋設    |
| アライグマ | 焼却・捕獲現場での埋設    |
| ノウサギ  | 焼却・捕獲現場での埋設    |
| カラス   | 焼却・捕獲現場での埋設    |
| ヒヨドリ  | 焼却・捕獲現場での埋設    |
| スズメ   | 焼却・捕獲現場での埋設    |

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当無し

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。  
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称  | 霧島市鳥獣被害防止対策協議会                            |
|---|---|
| 構成機関の名称   | 役割  |
| あいら農業協同組合   | 各地域での被害状況の把握、被害防止及び営農（技術）指導、情報提供を行う。      |
| かごしま中部農業共済組合  | 鳥獣被害の共済関係の情報提供を行う。                        |
| 鹿児島森林組合   | 山林での被害状況の把握及び情報提供を行う。                     |
| 環境省えびの自然保護官事務所  | 捕獲等実施に対する自然保護の立場からの助言を行う。                 |
| 霧島市捕獲隊（国分地区捕獲隊・隼人地区捕獲隊・溝辺地区捕獲隊・横川地区捕獲隊・牧園地区捕獲隊・霧島地区捕獲隊・福山地区捕獲隊） | 有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲の実施・施策に対する現場からの助言を行う。      |
| 始良・伊佐地域振興局  | 有害鳥獣関連の情報提供並びに被害防止技術指導及び情報提供を行う。          |
| 霧島警察署   | 有害鳥獣に係る情報の共有及び狩猟の安全対策指導を行う。               |
| 一般財団法人<br>鹿児島県環境技術協会  | 環境面の現状報告、里山保全や集落環境整備等の助言を行う。              |
| 霧島市（農政畜産課）  | 事務局を担当し、協議会に関する情報収集、提供及び被害防止技術指導、情報提供を行う。 |
| 霧島市自治公民館連絡協議会   | 各集落からの意見・連絡調整行う。                          |

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------|----|
| 該当無し    |    |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員は市長が指名した市職員26名(H30.4時点)で構成し、被害調査や啓発活動等を行うとともに、捕獲隊と連携した取組を行っている。

また、民間隊員の入隊については、隊員の仕事内容・人数・予算措置などをより具体的に検討し、平成33年度までに民間隊員が加入できるよう取組む。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、隣接市町で組織する関係機関と連携し、情報交換等を行う。また、今後市町村や県を超えた協議会の設立についても検討を行う。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。